

【用語】水野備後守―安中藩主、水野元綱 知行―領地 石原村ほか
―いづれも渋川市 出入―争論、訴訟 評定所―幕府の寺社・町・勘
定の三奉行の合議で運営された訴訟裁決の最高機関 野銭―原野での
採草などに課せられた小物成の一種

【解説】農業を生業とする江戸時代の村落において、肥料供給源とな
る秣場まきばの確保は、用水と並んで農民の生産活動に密接に関わる問題で
あった。上野国内の赤城・榛名の山麓は耕地が少なく用水も不足しが
ちな地域であった。このため早くから薪や秣の採取が盛んで、秣場を
めぐる争論がたびたびおこっているが、それは従来の入会いっかい慣行を新た
に確認しようとする争いでもあった。

この文書は、明暦二年（一六五六）安中藩水野氏の所領である石原村・
渋川村と湯上村・半田村との間でおこった榛名山麓の秣場争いに関す
る幕府評定所の裁許状である。争論の発端は、承応三年（一六五四）湯
上・半田両村の者が無断で石原・渋川村の秣場に入り込んだことにあっ
たらしいが、この裁決で改めて石原・渋川両村の入会採草権が承認さ
れ、以後、湯上・半田両村は自由に立ち入ることが禁止されることにな
ったのである。ただ、湯上・半田村の者が草刈りする場合には野銭
を納めることになった。この結果、湯上村では永五貫四〇〇文の山札やまざ
銭を石原村に納め、半田村でも山札五一枚分の札銭を渋川村へ納めて
秣場を利用していることが後の史料から確認できる。なお、榛名山麓
ではほかに寛文七年（一六六七）四月におこった二ツ岳の入会秣場紛争
がよく知られている。